

健生食輸発0418第1号
令和7年4月18日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(アフガニスタン産ピスタチオナッツ及びその加工品のアフラトキシン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第1号(最終改正：令和7年4月17日付け健生食輸発0417第2号)により通知したところである。
今般、輸入時の自主検査においてアフガニスタン産ピスタチオナッツ加工品からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アフガニスタン	ピスタチオナッツ及びその加工品 (ピスタチオナッツを30%以上含有するものに限る。)	—	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を追加する。